

熊本市下水道条例の一部改正について

熊本市下水道条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市下水道条例の一部を改正する条例

熊本市下水道条例（昭和46年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第13条の2中「同じ。）」の次に「の間」を加える。

別表中「874.28円」を「890.47円」に、「14.39円」を「14.65円」に、「128.57円」を「130.95円」に、「169.71円」を「172.85円」に、「205.71円」を「209.51円」に、「246.85円」を「251.42円」に、「287.99円」を「293.32円」に、「334.28円」を「340.47円」に、「12.34円」を「12.56円」に改め、同表備考第2項中「もの」を「公衆浴場」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の熊本市下水道条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日以後の直近の定例日（新条例第13条の2の定例日をいう。以下同じ。）以後の排除汚水量（同条の排除汚水量をいう。以下同じ。）に係る使用料（新条例第13条の使用料をいう。以下同じ。）について適用する。ただし、定例日の属する月が偶数である地区の次に掲げる使用料については、なお従前の例による。
 - (1) 平成31年12月の定例日の前日までの間に使用をやめた場合（水道水（新条

例第2条第12号の水道水をいう。)の給水停止によるものを含む。)の当該期間に係る使用料

(2) 平成32年1月分の使用料

(提出理由)

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)の規定による消費税法(昭和63年法律第108号)の一部改正等に伴い、下水道の使用料の改定をする等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。